

商品売買基本契約書

株式会社デジフォース（以下「甲」という）と ●●●●（以下「乙」という）とは、継続して行う甲の商品の売買に関し、以下のとおり基本契約（以下、「本契約」という）を締結した。

第1条（目的）

甲は甲の取り扱う商品を継続して売り渡し、乙はこれを買受けることを約する。なお、商品には返品権が伴わないものとする。

第2条（適用範囲）

本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、甲が乙に対し販売する商品の売買に関する個別契約（以下「個別契約」という。）に共通して適用されるものとする。ただし、個別契約において本契約の定めと異なる事項を定め、同事項が本契約の定め優先する旨の明記と共に書面をもって定めた場合は、個別契約の定めが優先して適用されるものとする。

第3条（個別契約）

1. 甲から乙に売り渡される商品の名称、規格、数量、単価、納期、納入場所、引渡条件、合計代金額その他売買の遂行に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別契約によりこれを定める。
2. 商品の注文は、乙が発注書（乙が甲から買受ける商品の名称、規格、数量、単価、納期及び納入場所等の注文データ）を送付し、甲に到達したときからその効力を生じるものとする。
3. 個別契約は、甲が前項の注文に対する発注請書を送付したときに成立する。但し、甲が前項の発注書到達後、3営業日以内に乙に対して別段の意思を通知しないときは、当該注文書にかかる個別契約が成立したものとみなす。

第4条（販売方法の制限）

乙は、本契約締結時に既に取り扱っている甲の取り扱う商品を除き、甲の事前の書面による承諾なく限り、甲の取り扱う商品を Amazon.com, Inc.の運営するサイトにて販売してはならないものとする。

第5条（売買目的物）

本契約により甲が乙に販売する商品の範囲は、甲の取り扱う商品のうち、甲乙協議して定めるものとする。

第6条（納品・検査）

1. 甲は、乙から注文を受けた商品を、甲の翌営業日以降に発送するものとする。
2. 甲は、乙から注文を受けた商品を、個別契約に定める納期及び納入場所（発送後の変更は不能）に納入するように努めなければならない。なお、納品に要する運賃その他諸費用は乙の負担とする。但し、発注金額 3 万円(税抜)以上の場合は甲の負担とする。
3. 乙は、商品の納入後、遅滞なく商品の数量及び品質につき検査を行い、合格したものを検収する。
4. 前項の検査により、商品に数量不足又は品質不良（外観不良を含む。）等の、本契約または個別契約の内容に適合しない事由（以下「契約不適合」という。）があった場合は、乙は、当該商品の納入後 7 営業日以内にその旨を甲に通知するものとする。但し、この通知に代えて乙は追完請求を行うことなく代金減額請求をすることもできる。
5. 甲は、前項本文の通知を受けたときは、甲の費用をもって、直ちに追加品又は代替品を乙に納入し、不良品を回収しなければならない。
6. 本条については、民法 562 条第 1 項ただし書及び商法第 526 条は適用しない。

第7条（所有権の移転）

商品の所有権は、第 6 条 3 項に基づき乙が当該商品を検収した時点をもって、甲から乙に移転する。

第8条（危険負担）

1. 第 6 条 3 項に基づき乙が検収する前に生じた商品の滅失、毀損、減量及び変質等による一切の損害は、乙の責めに帰すべきものを除き、甲が負担する。
2. 前項の商品の滅失等が、甲乙双方の責めに帰さない事由によるものであって、甲が債務を履行できなくなった場合は、乙は、その商品の代金の支払いを拒むことができ、また、直ちにその商品の個別契約を解除することができる。

第9条（商品の品質保証・契約不適合責任）

1. 甲は、乙に引き渡した商品が第 6 条 3 項の検査に合格したときから 30 日間（ただし、一般消費者に対して別途品質保証期間を定めた場合は当該保証期間）、当該商品の品質を保証するものとし、その期間内に当該商品に契約不適合のあることが発見されたときは、乙の選択に従い、代金減額とするか、乙の指定する期間内に、無償で代品と交換しなければならない。
2. 前項でいう保証の期間が経過した後においても、甲の責めに帰すべき商品の契約不適合により乙が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
3. 甲が乙に引き渡した商品の契約不適合により、乙が個別契約の目的を達成できない場合には、乙は当該個別契約を解除することができる。
4. 本条については、民法 562 条第 1 項ただし書及び商法第 526 条は適用しない。

第10条(カスタマーサービス)

1. 乙は、商品に係る顧客からの問い合わせ・クレームに係る窓口業務及び不良品の交換業務を行うものとする。
2. 乙は、前項の業務に際し、顧客から商品に係る故障・不具合に関するクレームや技術的問い合わせを受けたときは、必要に応じて甲に問い合わせをすることができるものとする。

第11条(代金決済)

乙は甲に対し下記の方法によって代金決済を行う。

請求締切日 : 当月末日

代金支払日 : 翌月末日迄

決済・支払方法 : 甲の指定する銀行口座への振込による(手数料は乙の負担とする)

指定口座

銀行名 : 関西みらい銀行

支店名 : 富雄支店

種類 : 普通

口座番号 : 0048539

名義 : カデジフォース

第12条(延滞利息)

乙は代金支払いに対し、前条に約定する期日を超える場合は、あらかじめ甲に承諾を求めると共に甲に対し、支払いの翌日より完済の日まで年6分の延滞利息を支払うものとする。なお、延滞利息は、商品代金債権とは明瞭に峻別し、利息債権として甲は乙に別途請求し、乙はこれを現金にて支払う。

第13条(相殺)

甲が乙に対し債務を負担している場合は、甲は予め通知することにより、本契約に基づく債権の弁済が到来していなくても、本契約に基づく債権と、甲が乙に対して負担する債務の対当額につき相殺することができる。

第14条(不可効力による免責)

各国の祝祭日、天災地変、輸送機関によるストライキ・事故など、不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞または引渡し不能を生じた場合は、甲は免責されるものとし、通知をもって本契約は取引不能となった部分については消滅するものとする。

第15条（債権譲渡禁止特約）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾なしに自己が相手方に対して有する債権を第三者へ譲渡・担保設定する等の処分をしてはならないものとする。

第16条（期限の利益喪失）

甲または乙は、次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、当然に本契約に基づく債務の全てにつき期限の利益を失い、相手方に対し直ちに債務の全額を一括弁済しなければならない。この場合は、該当事者に対し、相手方が債務を有する場合は、債権・債務の種類、弁済期の如何に拘らず相手方において任意に相殺することができる。

- (1) 本契約または個別契約に基づき相手方に対して負担する債務の履行を一部でも怠り、相手方が相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらずその期間内に履行をしないとき。
- (2) 前号のほか、本契約または個別契約のいずれかに違反し、相手方が相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらずその期間内に是正をしないとき。（甲が注文品の全部または一部を正当な理由なく受領しない場合を含む。）
- (3) 差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売を受けまたは破産・民事再生・会社更生その他法的整理手続の申立があったとき、または滞納処分を受けたとき。
- (4) 振出しもしくは引受けた手形または小切手を不渡としたとき、その他支払停止をなしたとき。
- (5) 合併によらず解散したとき。
- (6) 合併その他第三者の支配下に実質的に入ったことにより、この基本契約または個別契約に関する甲または乙の利益を損なうと認められるとき。但し、本契約締結時の支配下内におけるグループ内再編は含まないものとする。
- (7) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第17条（契約の解除）

甲または乙のいずれかが前条各号の一に該当した場合は、相手方は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除できるほか、これによって現実に被った直接的な通常損害の賠償を請求することができる。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しない。

- ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
- ② 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- ④ 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- ⑤ 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

第19条（条件の変更）

社会情勢、為替及び景気変動等のため、本契約及び本契約に基づく個別契約に定められた条件が著しく事情にそぐわないと認められた場合は、甲乙協議の上その条件を変更することができる。

第20条（契約期間）

本契約の有効期限は、2023年●月●日より1年とする。但し、上記間満了1か月前までに、当事者の一方または双方より書面による契約条項の変更または解約の申し入れがない場合は、本契約は自動的に満1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

第21条（中途解約）

1. 甲または乙は、書面により相手方に3か月以上の事前通知をすることにより、本契約を解約することができる。
2. 前項の場合において、解約のときまでに効力を生じた個別契約は影響を受けず、当該個別契約の効力が存続する限度で本契約は効力を有する。

第22条（損害賠償請求）

甲または乙は、相手が本契約または本契約に基づく個別契約に違反したことにより現実に被った直接的な通常損害を相手方に請求することができる。

第23条（製造物責任法）

1. 甲及び乙は、商品に製造物責任法（平成6年7月1日法律第85号）で定める欠陥（以下、単に「欠陥」という）が存在していることが判明した場合は、もしくは存在する可能性がある場合には、遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ被害の発生又は拡大防止措置及び原因解析等にあたる。
2. 商品の欠陥に起因して、当該商品が第三者に対して損害を与えたことにより、乙が当該第三者より損

害賠償請求を受ける等、乙に損害が発生した場合は、甲は、乙が当該紛争の解決に要した一切の費用（合理的な範囲の弁護士費用、調査費用等を含む）を含め、乙に生じた一切の損害を賠償しなければならないものとする。但し、甲が製造物責任法に定める製造業者等に該当しない場合は、乙及び当該第三者の製造事業者等への損害賠償請求に協力するものとする。

第24条（知的財産権等）

1. 甲は乙に対して、商品が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権及びその他の権利を侵害していないことを保証する。乙が求めた場合は、正当な権利の許諾を受けていることを証明する書類を提出するものとする。
2. 商品が第三者の知的財産権及びその他の権利を侵害したことにより、権利者と紛争が生じた場合は、甲がその責任と費用において解決するものとし、当該紛争に起因して第三者より損害賠償請求を受ける等、乙に損害が発生した場合には、前条第2項を準用する。
3. 甲は、甲が著作権を有する商品に関わる著作物（写真・画像、カタログ、パンフレット、動画・映像等）について、乙に対し、その利用を許諾する。
4. 前項の利用は、商品の販売を目的とする態様に限定され、次項に抵触しない範囲で利用できるものとする。また、前項の利用に関し、乙は第三者に対して、乙と同様の義務を負われる条件で、再許諾することを承諾する。なお、その他の条件は甲乙別途協議のうえ定めるものとする。
5. 以下の行為を禁止事項とする。
 - ① 本著作物を流用し類似製品の制作又は販売を行うこと。
 - ② 本著作物を公序良俗に反する目的、誹謗・中傷目的で利用すること。また本著作物の被写体が本来持っている本質を否定もしくは損なうような利用をすること。
 - ③ 本著作物を不公正な取引方法（不当廉売など独占禁止法二条九項に列挙されている行為類型と同義）の際に用いないこと。
6. 第4項の目的の限度、及び前項の禁止事項に基づき、甲は乙に対し、当該著作物の翻案を許諾する。この場合、甲は、乙に対し、著作権者人格権（著作権法第17条乃至第20条）を行使しない。
7. 禁止事項に抵触する行為があった際は甲から乙へ警告する場合があります。警告を受けたサイト・メディアは直ちに違反行為を止めなければならない。警告は、電話・メール・ハガキ・FAX等、いずれかの方法で行われ、甲が警告行為を乙へ行った時点で警告したものとする。

第25条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約または個別契約に関して知り得た相手方の業務上の秘密を自己又は自己の関連会社の役員及び従業員以外の第三者に開示または漏洩並びに本契約を履行する目的以外に利用してはならない。なお、本契約における関連会社とは、秘密情報を知った当時者（以下「受領者」という）が直接または間接に議決権の過半数を保有する者、直接または間接に受領者の議決権の過半数を保有する者、及び直接または間接に受領者の議決権の過半数を保有する者により直接または

間接に議決権の過半数を保有されている者をいうものとする。

2. 前項にかかわらず、下記に該当する情報は秘密情報から除外されるものとする。
 - ① 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの。
 - ② 相手方から開示を受ける前に、既に公知・公用であったもの。
 - ③ 相手方から開示を受けた後、自己の責に帰し得ない事由により公知・公用となったもの。
 - ④ 正当な開示権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの。
3. 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、法令等に基づき、秘密情報の開示請求を受けた場合は、相手方に事前又は事後遅滞なく通知することにより、必要最小限の範囲内で当該開示請求に応じられるものとする。

第26条（協議）

本契約に定めなき事項、または本契約に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。

第27条（合意管轄裁判所）

本契約に基づく当事者間の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

2023年●月●日

甲（売主）

住 所 奈良市富雄元町二丁目7番25号 SSKビル205号

氏 名 株式会社デジフォース
代表取締役 阪峯 訓春

印

乙（買主）

住 所

氏 名

印